ネット世論調査　全建総連リサーチ

全建総連HPのユーザーから、政治・経済等をテーマに意見を取り上げるネット世論調査「全建総連リサーチ」の第25回結果が出ました（調査期間・09年3月16日～4月16日）。

1つ目の「西松建設などの違法献金問題をめぐって」では「企業・団体献金は一切禁止」の声が6割以上でした。

2つ目の「イエメン沖海賊対策への海自護衛艦派遣」では、「海保の対応」「法整備してから対応」など現行憲法の尊重、法を遵守する声が全体で6割以上を占めました。

第26回調査は、テーマ①高速料金値下げ、②北朝鮮のロケット発射問題、の2点です。

西松建設などの違法献金問題をめぐって

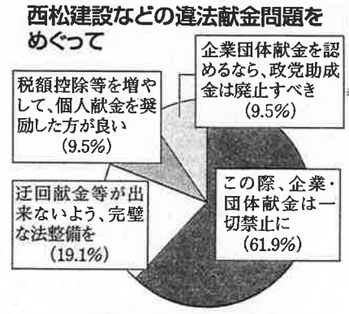

イエメン沖海賊対策への海上自衛隊護衛艦派遣について

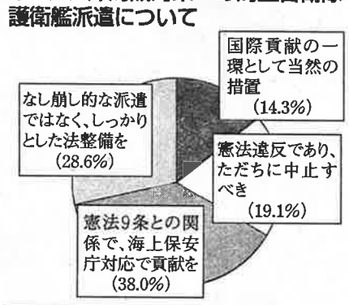

企業・団体献金禁止が6割超

海賊対策に海自派遣反対6割

建設・住宅産業の情報

2月分新設住宅着工統計

	戸数（戸）	前月比（%）	前年同月比（%）		戸数（戸）	前年同月比（%）
総合計	62,303	△11.9	△24.9	プレハブ	9,362	△22.1
利用関係別				利用関係別		
持ち家	20,278	1.1	△9.9	持ち家	3,853	△14.9
貸家	23,652	△25.2	△28.5	貸家	5,054	△23.5
給与	815	43.2	25.8	給与	18	△69.5
分譲	17,558	△4.8	△34.4	分譲	437	△47.2
資金別				構造別		
民間資金	55,797	△11.3	△25.1	木造	1,084	△29.0
公的資金	6,506	△16.4	△23.1	RC造	150	△79.6
公営	1,050	48.5	96.6	鉄骨造	8,128	△16.7
金融支援	2,524	△24.9	△15.2	シェア（%）	15.0	—
都市再生	283	82.6	△53.5	ツーバイフォー	5,669	△14.1
その他	2,649	△25.7	△38.9	持ち家	1,664	△7.1
構造別				貸家	3,071	△11.7
木造	29,616	△10.8	△19.6	給与	4	△73.3
非木造	32,687	△12.8	△29.1	分譲	930	△29.4

前月比、前年同月比の△はマイナス

瑕疵担保保険体制整備進む

住宅瑕疵担保履行法は耐震偽装事件で被害者が瑕疵保証を受けられないケースが問題化したのを教訓に制定されたもので、今年10月1日に全面施行される。

国土交通省のまとめによると、瑕疵担保責任保険の検査員は全国で約7千人弱（4月1日時点）が確保されており、円滑な保険加入に向けた体制が整ってきたとしている。保険の加入件数は3月末時点で19万35件。

保険に関しては、現時点で5法人が瑕疵担保責任保険法人に指定されている。保険加入件数の内訳は、一戸建て住宅とマンションでほぼ半々。

保険の体制については、特定行政庁など建築確認窓口がある地方自治体（553団体）のうち、481団体で2人以上の検査員が配置されている。保険加入の窓口は、553団体のうち529団体に設置済みで、窓口総数は全国で2728カ所としている。

建設業の倒産4500件超

東京商工リサーチがまとめた08年度の建設業の倒産（負債1千万円以上）は4540件。前年度比で11・0%増で、5年ぶりに4500件を上回った。

負債総額は1兆3984億円（前年度比67・0%増）と大きく増加した。金融機関の融資姿勢の厳格化や不動産デベロッパーの相次ぐ倒産が影響したとしている。

業種別の倒産件数では、総合工事業が2797件（前年度比13・4%増）で全体の6割を占め、職別工事業が1074件（同15・1%増）、設備工事業669件（同3・3%減）となった。小分類から見ると、舗装を除く土木工事業が1437件（同10・7%増）、木造を除く建築工事業が753件（同12・3%増）、木造建築工事業が407件（同17・9%増）となっている。

都道府県別では大阪府の523件が最多で、続いて東京都418件、北海道270件、兵庫県238件となり、35の都道府県で前年よりも倒産件数が増えた。

外来シロアリ被害の拡大化

外来種の「アメリカカンザイシロアリ」による住宅の被害が増えている。日本の在来種のヤマトシロアリなどと違い、建物の内部に散在するため駆除が困難。また近隣に被害が拡大しやすいという。08年末現在、被害は宮城県から沖縄県までの24都府県に及ぶ。

在来種に比べて繁殖力が弱く被害の進行も遅いが、気づいた時には家全体に食害が及んでいる例が多いという。

住木センター情報ナビ設置

日本住宅・木材技術センターと環境計画研究所は国産材を使用した木造住宅の情報を集めたホームページ（HP）「日本の木のいえ情報ナビ」を開設した（末尾参照）。

HPでは、国産材を使った住宅づくりに取り組む設計事務所や工務店情報の紹介や木材住宅に関する各種情報、自治体の助成制度などを掲載している。

また、消費者からの電話相談も受け付ける。

（アドレス http://www.nihon-kinoie.jp）

違法伐採された木材

買わない、使わない

木材製品合法性　一人ひとりの確認が森林救う

環境省

環境省による「合法な木材製品利用」を唱えたポスター

減り続ける森林　地球規模で問題

地球の陸地面積の約3割を占める森林は、毎年730万ヘクタール、5年間で日本の総面積分に達するほどの早さで減少を続けています。森林が減少することにより、生物多様性が損なわれるだけでなく、森林に蓄積された温室効果ガスが大気中へ排出されるため、地球温暖化へも大きな影響を与えています。

森林が減少する主な原因は農地への土地の用途転用ですが、原因を誘発する触媒的な役割を果たしているのが違法伐採の問題です。

我が国が木材を輸入しているインドネシアでは伐採量の約5割、ロシアでは約2割が違法という調査結果もあり、木材需要の約8割を外国の森林に依存する我々の生活は、外国での違法伐採、森林減少の問題と決して無関係ではありません。

木材製品の調達に「グリーン購入法」

違法伐採や、森林減少を食い止めるためには、消費者である私たち一人ひとりが、紙、木材・製品を購入する際に「違法に伐採された木材は買わない、使わない」ことが重要です。

政府では、国が率先して環境負荷の小さいものを調達することを定めた「グリーン購入法」で、平成18年から新たに公共工事に使用される木質建築資材や紙などの木材製品の調達について「合法性」または「持続可能性」が証明されたものを購入しなければならない、という措置を導入しました。

木材製品の合法性を確認するためには、森林認証制度のロゴマークがついている商品を探すという方法があります。森林認証制度には、FSC、PEFC、日本独自のSGECなどがあり、森林が適切に管理されていることを第3者が認証しています。

また、森林認証制度によらずとも、合法性の証明書を発行できる木材関連事業者が全国に約7500社ありますので、合法性の証明書を要求することにより、違法伐採された木材が含まれていないことを確認することができます。

ただ、政府だけが木材の購入を見直しても、その効果はあまり大きくありません。皆さんにもぜひ今一度、違法に伐採された木材が含まれていないことを確認して、木材を購入、使用していただくことをお願いします。